

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

促進区域として設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における三重県全域（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町）の行政区域とし、その面積は概ね 577,440ha である。

促進区域は、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめ、鈴鹿国立公園、室生赤目青山国立公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園の全部又は一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、促進区域内には、四日市港港湾計画、津松阪港港湾計画、尾鷲港港湾計画で定める区域を含むものであるため、同計画と整合を図るものである。

これらの区域において予定される地域経済牽引事業の承認については、関係省庁、県、市町の関係部局及び四日市港管理組合と調整のうえ、十分に配慮して行う。

なお、本県内では、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は指定されていない。

促進区域（P36「別紙 1」参照）

三重県の自然公園図（P37「別紙 2」参照）

三重県の鳥獣保護区（P38「別紙 3」参照）

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件、歴史・文化

本県は、中部圏、近畿圏の両大都市圏の中間に位置し、南北約 170km、東西約 80km と南北に長く、海・川・山が織り成す地形の変化に富んだ多彩な県土、豊かな自然の恵みを有している。

古くから東西文化の交わるところに位置し、人、モノ、情報、文化等の交流の場が形成されるとともに、地域ごとに特徴のある産業が成長するなど、多様性に満ちた地域である。

また、平成 28 年 5 月には、本県に新たな歴史を刻むこととなった伊勢志摩サミットが開催され、素晴らしい自然環境、豊かな食、歴史・伝統文化、先端産業などの多くの魅力が国内外に広く発信されたところである。

② 産業の状況

本県の製造品出荷額等は全国でも上位（9位）（平成26年工業統計調査）にあり、国内有数の製造業の集積地である。自動車、電子部品、石油化学などが主要な産業分野であり、素材から部品加工、さらに最終製品を製造する企業まで幅広く立地している。また、平成24年以降、医薬品及び医療・福祉関連産業の県内立地が増加するとともに、さらに平成27年には航空機部品の一貫生産・組立拠点の立地が決定するなど、新たな産業の集積も進んでいる。

また、古代から「御食つ国（みけつくに）」として、朝廷に海産物を献上してきた歴史があり、現在も、ブランド牛である「松阪牛」「伊賀牛」をはじめとした地域に根ざした農林水産物などの豊富な食材に恵まれるなど、地域の特徴ある特産品を数多く有している。農業全体としては、全国的にみて中位の生産県にあり、伊勢平野から中山間地域にかけては米を中心として野菜・施設いちご・トマト、鈴鹿山麓地帯や南勢地域では茶、鈴鹿・津地域では花き花木、松阪ではきのこと類、南勢・東紀州地域ではかんきつ類の栽培が多く、松阪・伊賀地域では肉用牛等の飼養が盛んである。林業は、古くから持続的な森林づくりが行われ、人工林率が高く、県内各地にすぎ、ひのきの生産地があり、松阪市は、日本有数の木材集積地である。水産業は、あわび、伊勢えび、ふぐ類などの水産資源に恵まれているほか、まだい、かき類などの養殖が盛んに行われており、海面漁業・養殖業総生産量は、全国でも上位にある。これらの農林水産物や食品加工などの食関連産業も、本県の雇用を支える重要な産業である。

さらに、本県は、豊かな自然、美味しい食、いにしえより続く歴史・文化に恵まれ、これらを背景として、伊勢神宮、熊野古道、海女、忍者、真珠など豊富な観光資源が存在している。これらの観光資源を生かした観光関連産業（集客交流産業）は、中世から現在に至るまで、県内各地の雇用・経済を支えている。

③ 交通インフラの整備状況

本県は、中部圏、近畿圏の両大都市圏の中間に位置し、古くは東海道等の街道、近代以降は鉄道・道路網の発達により両大都市圏の結節点となっている。さらに、新たな大動脈となる新名神高速道路、東海環状自動車道西回りの整備が進むとともに、県内高規格道路の整備により県内各地域が南北及び東西に結ばれ、県庁所在地である津市から1時間程度で県内各地域にアクセスが可能となっている。

また、海路については国際拠点港湾に指定されている四日市港及び隣接する名古屋港、空路については中部国際空港に、県内から陸路及び海路によるアクセスが良好であることから、全国及び海外への搬入出にも優れた地域である。さらに、関西圏内の高速道路や東海環状自動車道西回りの整備により、本県から、関西圏の大阪港・神戸港・関西国際空港、日本海側の敦賀港等への物流もさらに容易となると期待される。

④ 人口分布の状況等

国勢調査結果によれば、平成27年10月1日現在の本県の人口は181万5,865人となり、平成22年と比較すると3万8,859人の減少（増減率▲2.1%）となった。

年齢 3 区分別人口の構成割合は、15 歳未満人口 13.0% (23 万 3,525 人)、15～64 歳人口 59.1% (106 万 1,577 人)、65 歳以上人口 27.9% (50 万 1,046 人) となっており、平成 22 年と比較すると、15 歳未満及び 15～64 歳人口が減少し、65 歳以上人口が増加している。

また、男女ともに 15～24 歳の若年層が大きく転出超過となっており、大学進学時及び就職時における県外への転出がこの主な原因と考えられ、特に首都圏・中部圏・近畿圏への転出超過数が大きな割合を占めている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の 15 歳以上の就業者 87 万 2,773 人のうち、製造業 20 万 9,004 人(構成比 23.9%) が最も高く、次いで、卸売業、小売業 12 万 6,075 人 (同 14.4%)、医療、福祉 10 万 2,406 人 (同 11.7%)、建設業 6 万 912 人 (同 7.0%)、宿泊業、飲食サービス業 4 万 7,328 人 (同 5.4%) と続いている。(平成 27 年国勢調査)

平成 26 年県民経済計算結果においても、県内総生産(名目) 7 兆 6,013 億円のうち、製造業 2 兆 6,540 億円(構成比 34.9%) のシェアが最も高く、順にサービス業 1 兆 2,191 億円 (16.0%)、不動産業 7,710 億円 (10.1%)、卸売・小売業 7,034 億円 (9.3%) となっている。(輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税は加味していない。)

このように産業大分類別に見ると、本県の経済活動及び雇用は製造業が牽引しており、製造品出荷額等は全国第 9 位 (10 兆 5,427 億円)、一人当たりの製造品出荷額等は全国第 2 位 (566 万 7 千円) である。(平成 26 年工業統計調査)

特に、全国第 1 位の製造品出荷額等を誇る「電子部品・デバイス・電子回路製造業」をはじめ、同第 7 位の「輸送用機械器具製造業」、同第 9 位の「化学工業」は、本県の従業者数においても上位を占めるなど、基幹産業として地域経済を支えている。本県が強みを持つこれらの産業は、他の産業の基盤となる役割を果たすとともに、既存の技術を生かして他の産業の発展に貢献することが期待できる産業である。そこで、これらの産業の競争力の維持・強化を図りつつ、県内企業の有する強みが、航空宇宙、環境・エネルギー関連、ライフイノベーションなど成長が期待される先端産業分野において発揮されることを後押しし、国内のみならずグローバルな経済活動を促進することで、地域経済の成長につなげる。

また、地域に根ざした産業として「食」関連産業の存在感は大きく、製造業に占める食料品製造業の事業所数は第 1 位、従業者数は第 3 位である (平成 24 年経済センサス活動調査)。さらに、平成 21 年から令和 2 年までの間に、世界の「食」の市場規模は 2 倍になると予想され、「食」関連産業は成長産業として捉えることができることから、平成 27 年 7 月に策定(平成 29 年 3 月改定)した「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、第 1 次産業から第 3 次産業に至る多分野の産業が関わる「食関連産業」の付加価値を高めるとともに、三重の食の魅力を国内外に発信し、観光誘客や海外市場の獲得などを進める。

一方、県内経済において、卸売・小売業、宿泊業・飲食業等を含むサービス業の割合も上位にあり、観光関連産業も重要な位置を占めていることから、観光関連産業を三重

県経済を牽引する産業の一つとして大きく育て、「産業としての観光」を確立させるため、観光関連事業者の経営革新に向けた取組の促進、環境整備等を進めるなど「稼ぐ力」を強化し、観光のさらなる産業化を図る。

ここまで、産業分類から見た県内産業の状況と各産業の振興方策を示したが、事業者の規模を踏まえた的確な振興方策も必要である。

平成 29 年版中小企業白書によれば、平成 26 年の本県全体の企業数（会社数＋個人事業者数）54,911 のうち、中小企業が 54,826 と全体の 99.8%を占めている。

県内事業所のほとんどは中小企業・小規模企業（個人事業者含む）であり、地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している。しかしながら、昨今のグローバル競争の激化や海外市場の変化による世界経済の構造変化、さらには国内の人口減少社会の到来による少子高齢化や地域の過疎化などの社会的課題が顕在化しており、本県の中小企業・小規模企業もこの大きな構造変化に対応していく必要がある。

このような状況を踏まえて、本県は「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を平成 26 年 4 月に施行し、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業振興に関する施策の基本となる事項を定めた。

本条例では、県内 5 地域における「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」の設置や、「三重県版経営向上計画」の認定、人材の育成及び確保、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継への支援、販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進などを条文中に明記し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を定めている。

以上のような産業振興を進めることにより、県内産業全体に高い経済的波及効果をもたらし、雇用の創出や県内経済が好循環する状況を目指す。

（２）経済効果の目標

国においては、地域経済牽引事業を集中的に支援し、GDP を 5 兆円増大（平成 28 年度国民総生産（名目）537.5 兆円に対する割合 0.93%）させることを目標としている。

本県においても、国の目標を踏まえて、地域経済牽引事業の促進により、本県の経済規模に応じた目標を設定することとする。

【経済的効果の目標】

（百万円）

目標	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	70,692	—

※平成 26 年度県内総生産（直近公表値）7,601,301 百万円×0.93%=70,692 百万円

※平成 26 年度県内総生産は、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の合計。（輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税は加味していない。）

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,636 万円（本県の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 24 年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 7 % 増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 7 % 増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5 % 増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3 % 増加すること

４ 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

① 松阪市西野工業団地

（松阪市西野工業団地の概況）

重点促進区域に指定する西野工業団地は、開発面積 91,254.42 m²の工業団地であり、7 区画のうち 5 区画が分譲済みである。

同団地は、伊勢自動車道松阪インターチェンジから約 3.5km に位置しており、近隣には航空関連企業が進出した大規模な工業団地が存在するなど、さらに企業の集積が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

松阪市西野町 2681 他 22 筆

開発面積：9.2ha 内、分譲区画：7 区画

〔平成 20 年 4 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：9.2ha

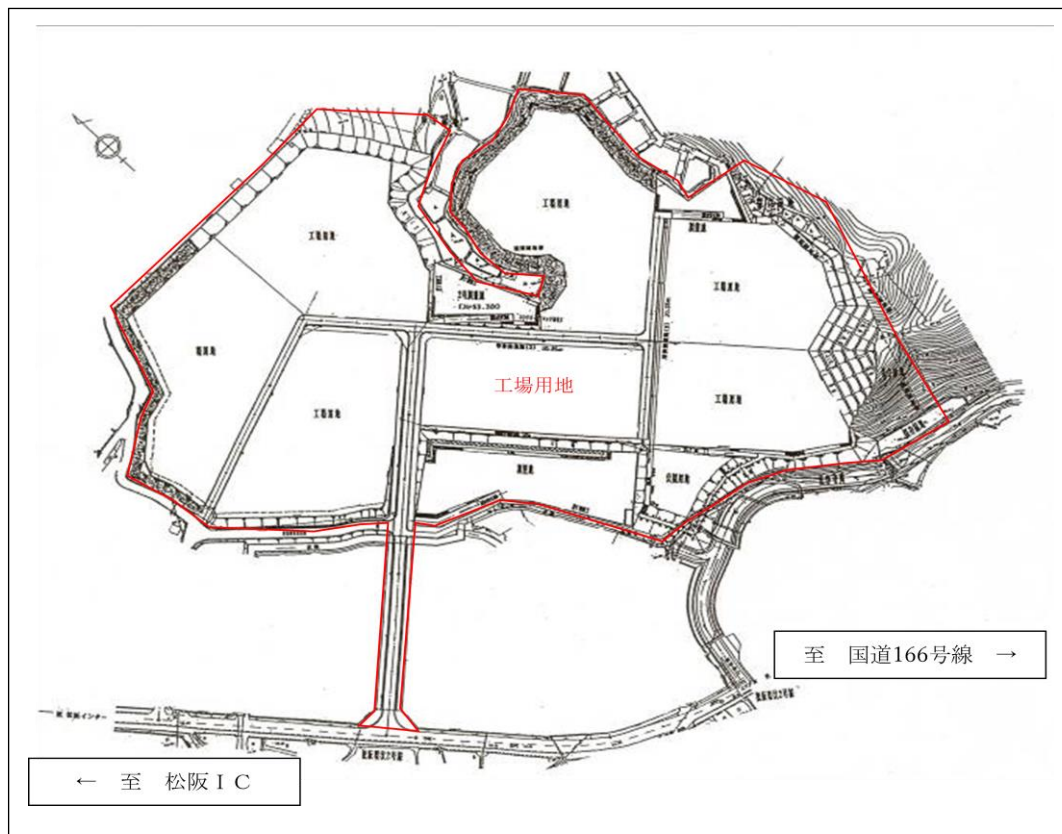
（関連計画における記載等）

西野工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成 10 年 8 月 24 日付けで都市計画法第 29 条に基づく開発許可を得ており、既に造成を終了している。

このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



② 桑名市多度インダストリアルパーク

(多度インダストリアルパークの概況)

重点促進区域に指定する多度インダストリアルパークは、開発面積 236,309.83 m² の工業団地であり、7 区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字奥ノ谷 1453-2 他 58 筆

開発面積：23.6ha 内、分譲区画：7 区画

〔平成 18 年 4 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：23.6ha

(関連計画における記載等)

多度インダストリアルパークは、都市計画区域内の市街化区域であり、既に造成及び分譲を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



③ 桑名市多度開発団地

(多度開発団地の概況)

重点促進区域に指定する多度開発団地は、開発面積 29,480.90 m²の工業団地であり、1区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字奥ノ谷 1456-4 他 13 筆

開発面積：2.9ha 内、分譲区画：1区画

〔平成 28 年 4 月より分譲開始〕

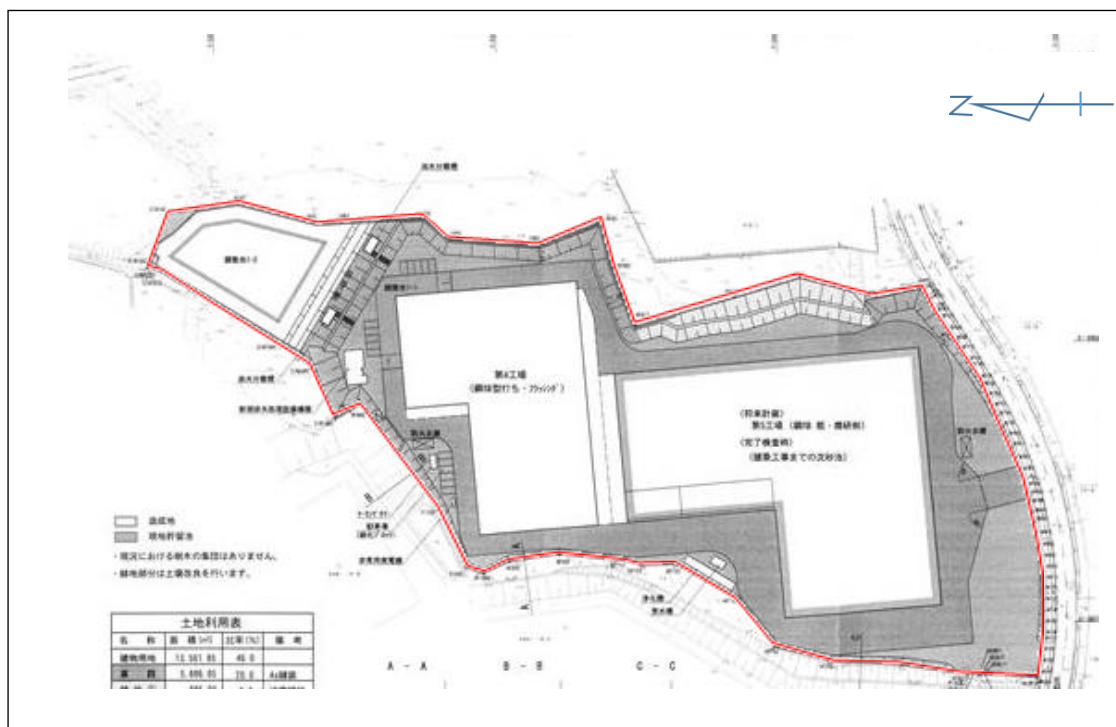
うち特例措置面積：2.9ha

(関連計画における記載等)

多度開発団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成 26 年 12 月 19 日付けで都市計画法第 29 条に基づく開発許可を得ており、既に造成を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



④ 桑名市多度工業団地

(多度工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度工業団地は、開発面積 429,739.5 m²の工業団地であり、3区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.5km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野 2000 他 50 筆

開発面積：42.9ha 内、分譲区画：3区画

〔昭和 59 年 5 月より分譲開始〕

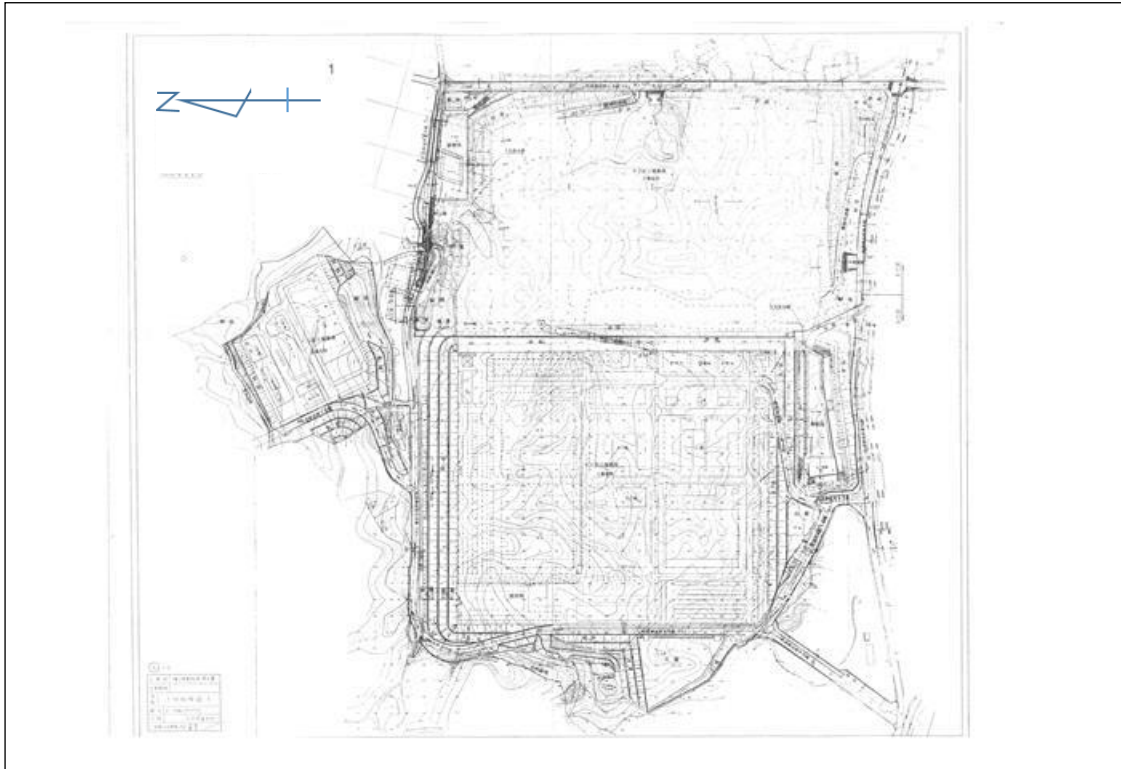
うち特例措置面積：42.9ha

(関連計画における記載等)

多度工業団地は、都市計画区域内の市街化区域であり、既に造成及び分譲を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑤ 桑名市多度第2工業団地

(多度第2工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度第2工業団地は、開発面積 263,503.94 m²の工業団地であり、10区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約5.0kmに位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町下野代字溜1 他 99 筆

開発面積：26.3ha 内、分譲区画：10区画

〔平成13年9月より分譲開始〕

うち特例措置面積：26.3ha

(関連計画における記載等)

多度第2工業団地は、都市計画区域内の市街化区域であり、既に造成及び分譲を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑥ 桑名市テックベース桑名

(テックベース桑名の概況)

重点促進区域に指定するテックベース桑名は、開発面積 736,400.00 m²の工業団地であり、7区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 7.5km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町力尾字阿越 304-19 他 373 筆

開発面積：73.6ha 内、分譲区画：7区画

〔平成 23 年 6 月より分譲開始〕

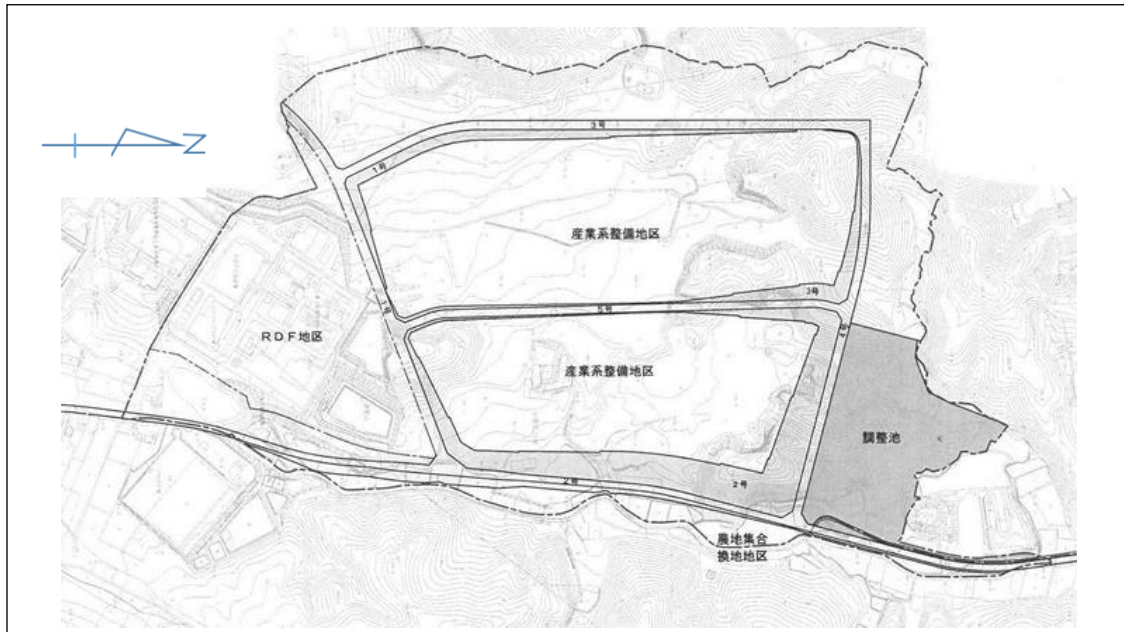
うち特例措置面積：73.6ha

(関連計画における記載等)

テックベース桑名は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成 21 年 12 月 15 日付けで土地区画整理法第 16 条に基づく事業認可を得ており、既に造成を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑦ いなべ市大安町鍋坂字下川原

(いなべ市大安町鍋坂字下川原の概況)

重点促進区域に指定する下川原地区は、線引きされていない都市計画区域内にあり、面積 17.7ha、県内主要産業である自動車部品製造業、半導体関連産業の工場が立ち並んでいる。

また、平成 31 年 3 月 17 日に開通した東海環状自動車道大安インターチェンジから約 3.5km に位置しアクセス性の向上も見込まれており、さらに企業の集積が期待されることから、重点促進区域に設定するものとするが、産業用地を除いた部分の多くは農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

なお、下川原地区を含むいなべ市内に、工場が立地可能な工業団地や遊休地はなく、企業の求める条件を満たした宅地は存在しない。

いなべ市大安町鍋坂字下川原 2262 番 4 外 154 筆

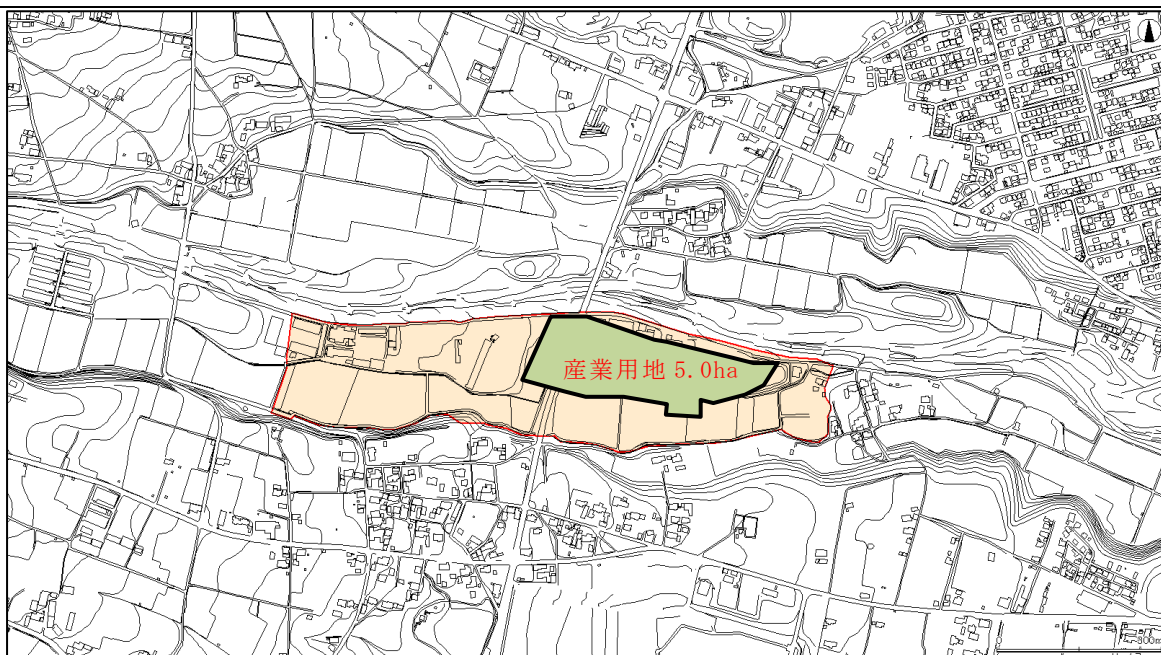
面積 17.7ha (産業用地 5.0ha)

(関連計画における記載等)

いなべ市都市計画マスタープランにおいて、現在企業が立地する地域及びその周辺は、工業系土地利用区域に位置づけられている。

また、いなべ市農業振興地域整備計画においては、土地利用に関して、「本市は、東海環状自動車道の整備等を契機として増加が予想される地域の振興上必要な様々な非農地的土地需要との調和を保ちつつ、優良農地の保全を基本とした適正な土地利用を推進することにより、市の将来像である「いきいき笑顔応援のまち いなべ」を目指していく方針である。」と記載されている。

(地図)



⑧ 桑名市多度第三工業団地

(多度第三工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度第三工業団地は、開発面積 95,580.05 m²の工業団地であり、区画数は3区画である。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字奥ノ谷 1456-3 他 86 筆

開発面積：9.6ha 内、分譲区画：3区画

〔平成 31 年 2 月より分譲開始〕

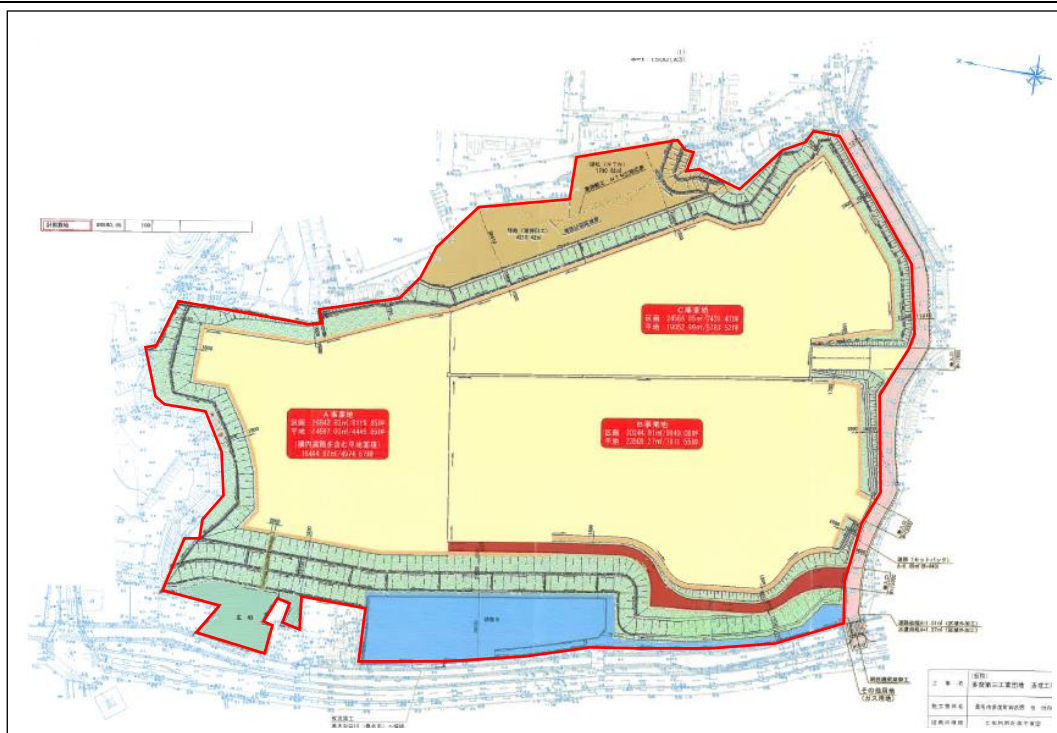
うち特例措置面積：9.6ha

(関連計画における記載等)

多度第三工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成 31 年 2 月 1 日付けで都市計画法第 29 条に基づく開発許可を得ており、既に造成を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑨ 桑名市多度町力尾東部工業団地

(多度町力尾東部工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度町力尾東部工業団地は、開発面積 82,149.32 m²の工業団地であり、区画数は3区画である。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 6.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字八反田 358 他 121 筆

開発面積：8.2ha 内、分譲区画：3区画

〔令和2年1月より分譲開始〕

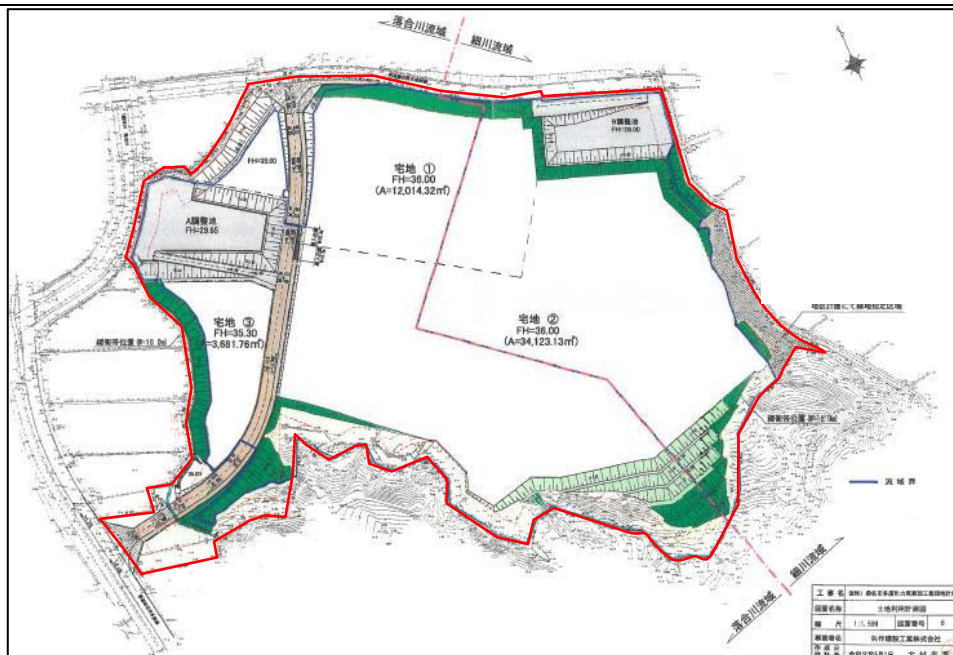
うち特例措置面積：8.2ha

(関連計画における記載等)

多度町力尾東部工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、令和元年12月2日付けで都市計画法第29条に基づく開発許可を得ており、現在、造成中である。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

① 松阪市西野工業団地

西野工業団地は、企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

なお、本区域は造成済みの工業団地であり、工場適地調査において工場適地として登録している。

なお、工業団地内の遊休地は、次のとおりである。

- ・松阪市西野町字岩穴 2686 (6,068 m²)
- ・松阪市西野町字岩穴 2687 (5,602 m²)

② 桑名市多度インダストリアルパーク

多度インダストリアルパークは、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

③ 桑名市多度開発団地

多度開発団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

④ 桑名市多度工業団地

多度工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

⑤ 桑名市多度第2工業団地

多度第2工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

⑥ 桑名市テックベース桑名

テックベース桑名は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

⑦ いなべ市大安町鍋坂字下川原

いなべ市大安町鍋坂字下川原地区は農用地区域が含まれているが、既に、県内主要産業である自動車部品製造業、半導体関連産業の工場が立地している。

当地区は、南北方向に主要県道（四日市菰野大安線）が整備されており、また、平成31年3月17日に開通した東海環状自動車道大安インターチェンジまで3.5kmの距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

いなべ市内の造成済み工業団地は全て完売しており、また、宅地化された遊休地、及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。このため、当該地区において企業が求める面積の産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域での産業系の土地利用を検討せざるを得ない状況である。

なお、当該用地については、地域未来投資促進法に基づく農用地区域からの除外及び農地転用の特例措置の活用を前提とするため、関係行政機関との調整や関連計画等との整合、及び周辺住民の理解を図る。

⑧ 桑名市多度第三工業団地

多度第三工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

本重点促進区域を設定する平成31年4月時点において、桑名市内の造成済み工業団地は全て完売しており、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき造成された用地もない。

そのため、土地を有効活用する必要がある、本工業団地を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

⑨ 桑名市多度町力尾東部工業団地

多度町力尾東部工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

桑名市内の造成済み工業団地の大半が売却済みであり、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。また、農村地域への産業

の導入の促進等に関する法律に基づき造成された用地もない。

そのため、土地を有効活用する必要がある、本工業団地を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

① 松阪市西野工業団地 松阪市西野町 2681 他 22 筆

開発面積：9.2ha 内、分譲区画：7 区画

〔平成 20 年 4 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：9.2ha

② 桑名市多度インダストリアルパーク

桑名市多度町御衣野字奥ノ谷 1453-2 他 58 筆

開発面積：23.6ha 内、分譲区画：7 区画

〔平成 18 年 4 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：23.6ha

③ 桑名市多度開発団地 桑名市多度町御衣野字奥ノ谷 1456-4 他 13 筆

開発面積：2.9ha 内、分譲区画：1 区画

〔平成 28 年 4 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：2.9ha

④ 桑名市多度工業団地 桑名市多度町御衣野 2000 他 50 筆

開発面積：42.9ha 内、分譲区画：3 区画

〔昭和 59 年 5 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：42.9ha

⑤ 桑名市多度第 2 工業団地 桑名市多度町下野代字溜 1 他 99 筆

開発面積：26.3ha 内、分譲区画：10 区画

〔平成 13 年 9 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：26.3ha

⑥ 桑名市テックベース桑名 桑名市多度町力尾字阿越 304-19 他 373 筆

開発面積：73.6ha 内、分譲区画：7 区画

〔平成 23 年 6 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：73.6ha

⑦ いなべ市大安町鍋坂字下川原 設定なし

⑧ 桑名市多度第三工業団地 桑名市多度町御衣野字奥ノ谷 1456-3 他 86 筆

開発面積：9.6ha 内、分譲区画：3 区画

〔平成 31 年 2 月より分譲開始〕

うち特例措置面積：9.6ha

- ⑨ 桑名市多度町力尾東部工業団地 桑名市多度町御衣野字八反田 358 他 121 筆
開発面積：8.2ha 内、分譲区画：3 区画
〔令和 2 年 1 月より分譲開始〕
うち特例措置面積：8.2ha

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 三重県の輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した成長ものづくり関連産業
- ② 三重県の輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した第 4 次産業革命関連産業
- ③ 三重県の伊勢茶、南紀みかん、松阪牛、ひのき、伊勢エビなどの特色ある農林水産物を活用した農林水産・地域商社
- ④ 三重県の「みえフードイノベーション・ネットワーク」などを構成する事業者等の知見を活用した食関連産業
- ⑤ 三重県の伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、テーマパーク、伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した観光、文化関連産業
- ⑥ 三重県で開催されるスポーツ大会・イベントを活用した観光、スポーツ関連産業
- ⑦ 三重県の石油製品等製造業・化学工業の関連企業の集積を活用した環境・エネルギー関連産業
- ⑧ 三重県の再生可能エネルギーの導入に適した自然環境を活用した環境・エネルギー関連産業
- ⑨ 三重県のみえメディカルバレー構想のネットワーク等を活用したヘルスケア関連産業

(2) 選定の理由

- ① 三重県の輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した成長ものづくり関連産業
本県の製造品出荷額等は、全国第 9 位（10 兆 5,427 億円）、一人当たりの製造

品出荷額等は全国第2位である。(平成26年工業統計調査)

全国第1位の製造品出荷額等を誇る「電子部品・デバイス・電子回路製造業」(県内産業別構成比18.4%)をはじめ、同第7位の「輸送用機械器具製造業」(同21.5%)、同第9位の「化学工業」(同12.9%)、電気機械器具製造業(同5.5%)は、県全体の製造品出荷額の約60%を占めており、基幹産業として地域経済を支えている。これらの産業は相互に密接に関連しており、全県域に業種を超えた企業間取引が創出されている。

経済のグローバル化や人口減少・超高齢化という課題に直面する中、本県においても自律的で継続的な産業の創出が必要であり、県内基幹産業及び県外・国外の企業による新たな成長分野の投資やマザー工場化、研究開発施設などの高付加価値化につながる投資を促進することにより、県内の企業間取引の維持・発展を図っている。

また、県内には、コンビナート企業(60事業所)を中心とする高度部材産業、輸送用機械器具製造業(303事業所)、電気機械器具製造業(204事業所)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(92事業所)を中心とする加工組立産業と高度な基盤技術を有する中小企業が立地している。このようななか、第4次産業革命(IoT、AIなど)のキーデバイスである各種半導体や今後の成長産業である航空宇宙、次世代自動車などの分野で国内外から高度な部材等の需要増が期待され、これらの需要に対応できる高度部材産業の振興を図っている。

県内製造業において製造品出荷額等のシェアが最も高い輸送用機械器具製造業は、主に自動車、航空宇宙、船舶関連産業で構成されている。

本県の自動車関連産業は、輸送用機械器具製造業に属する自動車メーカーの完成車製造事業所(3事業所)、及びTier1、Tier2をはじめとする自動車部分品・附属品製造業等(248事業所)で構成されるが、県内には他の製造業分類に属する金属プレス部品、ガラス、タイヤ、蓄電池、電子部品、金属・プラスチック材料等の自動車関連部品・材料を製造する事業所も数多く存在している。

県内の航空宇宙関連産業は、平成26年工業統計調査結果によれば5事業所であるが、国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」への参画(平成25年10月)や、松阪地域におけるMRJ尾翼組立工場及び中小企業の連携による部品加工クラスターの進出など、県内の航空宇宙産業の状況が大きく変化している。今後20年間で民間航空機市場が2倍になると予測される成長産業であることや県内の主要産業である自動車産業等で培った技術やノウハウが活用できることなどから、平成27年3月、県において「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」を策定し、県内の航空宇宙産業の振興を図っている。このビジョンに基づき、新規参入もしくは事業拡大をめざす企業を増加させるべく、現場技能者や高度技術者などの人材育成、認証取得の支援や商談会等による参入促進、研究開発の支援や総合特区の推進による事業環境整備に取り組んでいる。

船舶関連産業については、津市内に最新型LNG運搬船の建造が可能な大規模造船所が立地するとともに、伊勢志摩地域において古くから造船業の集積があり、平成26年工業統計調査結果によれば24事業所が県内で操業している。

輸送用機械器具製造業に次いで製造品出荷額等のシェアが高い電子部品・デバイ

ス・電子回路製造業をはじめとする電子・電気関連産業は、メモリ・LSI・ディスプレイ・電力制御機器等の大規模事業所、スマートフォン関連部品や基盤実装等の中堅企業等が県内に多数（296 事業所）立地している。大規模事業所の多くは、生産だけでなく研究開発機能の設置・強化、及びマザー工場としての機能強化を進めている。

なお、県内において、成長ものづくり関連産業の企業投資が予定されている。スマートフォン等において画像等のデータ記録媒体として多く使われているフラッシュメモリは、エンタープライズ用サーバやデータセンタ向けを中心に今後も需要拡大が見込まれていることから、世界最先端の半導体工場である東芝メモリ株式会社四日市工場においては、現在、3次元フラッシュメモリの製造過程を担う新たな製造棟を建設中であり、さらに、同規模の製造棟の増設に着手する予定である。また、東陽精機株式会社及びトーヨー三重株式会社は、津市内に工場を新設し、自動車のオートマチックトランスミッション部品のニーズ（軽量化、複合化等）に対応した生産体制を構築する予定である。

② 三重県の輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した第4次産業革命関連産業

本県では、上記①のとおり成長ものづくり産業が集積するなか、現在進行しつつあるIoT、AIによる第4次産業革命により、作業の最適化、機械化はもとより、将来的には、生産機械あるいは工場全体が自律的に動き、蓄積データからより効率の良い生産工程・物流システム等が自動的に構築されると期待されており、県内企業においても、IoTによるスマートファクトリー化を目指す動きがある。

県内企業がIoTの活用・導入を進めるためには、IoT関連人材の育成が不可欠である。県内では、三重大学及び高等専門学校（鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校）が人材育成・供給を担っている。なお、高等専門学校は、高専ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト等に参加し、好成績を収めるなど、優秀なIoT関連人材の育成を進めている。

今後の成長ものづくり関連産業等は、IoT等を活用した生産工程・物流システム等を構築する必要があるが、本県の基幹産業及び人材育成機関によりその実現が期待できる。

③ 三重県の伊勢茶、南紀みかん、松阪牛、ひのき、伊勢エビなどの特色ある農林水産物を活用した農林水産・地域商社

本県は、全国第3位の生産量を誇る茶（6,770t）のほか、東紀州地域では、みかん（17,900t）などの栽培が盛んに行われている。さらに、トマト（8,090t）やいちご（2,050t）のほか、搾油用から食用に変遷した歴史があり生産量が全国第1位のなばな（706t）等、さまざまな農産物の産地のもとで豊かな食文化が形成されている。また、耕地に占める水田面積の割合が高く、コシヒカリを中心とした早場米の産地となっている。

畜産物については、国内外に向けて発信力が高い松阪牛（6,951 頭）や伊賀牛（1,400 頭）などの生産が行われている。

ひのきの生産量は、105,000 m³で全国第8位と上位にある。人工造林地は、県内全域に分布し、主として雲出川、櫛田川、宮川流域及び東紀州地域で生産されており、なかでも尾鷲は品質の高い尾鷲ヒノキの産地として全国的にも知られており、「尾鷲ヒノキ林業」は、日本農業遺産に登録されている。

水産業については、あわび（45t）や伊勢えび（313t）、ふぐ類（139t）などの水産資源に恵まれているほか、まだい（5,530t）、かき類（3,401t）などの養殖が盛んに行われており、海面漁業・養殖業総生産量は 208,859t で、全国第8位となっている。

県では、こうした豊かな自然や伝統・文化などによって育まれた特に優れた県産品とその生産者を平成 13 年度から「三重ブランド」として認定し、積極的に情報発信することで、三重県の知名度向上や観光及び物産の振興などに役立て、生産者の生産意欲の喚起・向上を図っている。

〔 生産量について、農業は平成 27 年度東海農林水産統計年報、畜産業は平成 27 年度県調べ、林業は平成 28 年木材統計調査、水産業は平成 27 年漁業・養殖業生産統計年報。 〕

なお、県内において、食関連産業の企業投資も予定されており、家畜や養殖魚の飼育に使われる飼料添加物、動物用医薬品の開発・製造企業であるコーキン化学株式会社は、工場を津市内に新設し、消費者の天然物志向に対応して化学品の代替となりうる天然物や天然由来品を原料とする製品の開発・製造を強化する予定である。

④ 三重県の「みえフードイノベーション・ネットワーク」などを構成する事業者等の知見を活用した食関連産業

本県では、農林水産物等を活用する食関連産業は、第1次産業から第3次産業まで裾野が広く、全産業に占める「宿泊・飲食サービス業」の事業所数が第2位、従業者数が第4位となっているほか、「卸売業・小売業」における事業所数、従業者数の約 1/3 が飲食料品関係となっている。また、「製造業」に占める「食料品製造業」の事業所数が第1位、従業者数が第3位となっており、本県の主要な産業となっている。

そこで、本県では、「みえ食の産業振興ビジョン」を平成 27 年 7 月に策定（平成 29 年 3 月改定）し、食関連産業のステージアップに向けて、国内外における「みえの食」の市場の獲得、地域商社機能の自立化などによる地域の総合力を生かしたローカルブランディングの推進、食関連産業の将来を担う人材育成を推進している。また、平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミットや、平成 29 年 4～5 月に開催された全国菓子大博覧会により「みえの食」の知名度が向上しており、本県の食関連産業の振興を図る絶好のチャンスである。

本県には、前述した特徴ある農林水産物や豊かな食文化に根ざして、様々な食品加工産業が古くから存在しており、街道に沿って発達した餅・あられなどの米菓、豊かな伏流水や高品質な酒米を用いた地酒、豊富な水産資源を用いた加工品など、伝統的加工食品が事業者によって受け継がれている。

また、食器（陶器）やテーブルクロス（織物）、テーブル（木材加工）、調理器具（鋳物、陶器）など、食材とあわせて食生活を豊かに彩る製品を生産する事業者も

多く存在している。

さらに、国内だけではなく、海外市場も視野に入れた日本を代表する食品企業の製造拠点や、市場が拡大しているコンビニエンスストア向けの食品を生産する企業が立地するほか、加工食品製造の際に必要な機能性を持った食品素材などを製造する研究開発型の企業、生産工程の効率化や食の安全・安心に寄与する生産設備を製造する企業もあり、本県をはじめ全国の食品加工産業を支えている。

小売店等の流通業においても、「みえ地物一番」の取組など、地産地消の考え方に理解のある事業者がいくつも存在するほか、取り巻く環境が近年大きく変化してきた卸売業においても、消費者ニーズをしっかりと受け止め、一次加工事業などの新たなビジネスモデルを果敢に構築している事業者も存在している。

県では、「みえ食の産業振興ビジョン」の主要施策として、農林漁業者をはじめ、食品メーカー、機械メーカー、スーパー・商社、ホテル・旅館、飲食店、大学、研究機関、市町、県などの産学官の知恵や技術を集結し、融合することにより、県内の農林水産資源などを活用した新たな商品又はサービスの開発を促進する「みえフードイノベーション」の取組を平成 24 年度からスタートさせ、県内の農林水産資源、技術等に関する調査・情報の集積を行うとともに、必要な情報を共有し、事業者間の連携を促進する「みえフードイノベーション・ネットワーク」を構築している。（参画事業者等 605（平成 29 年 3 月末現在））

この取組より、例えば、県内で捕獲した野生鳥獣の食肉の有効活用する「みえジビエ推進プロジェクト」や養殖マダイに伊勢茶などをブレンドした餌を与えることによりおいしいマダイを作り流通させる「伊勢まだいプロジェクト」など、48 のプロジェクト（平成 29 年 3 月末現在）が創出され、68 種類の新商品・サービス（平成 29 年 3 月末現在）が開発されている。

このほか、本県には、関係者が一体となって県産品の輸出拡大をめざす「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」（94 会員（平成 29 年 11 月現在））、県内食品産業と農林水産業との連携を強化し、地域食品の開発、生産、流通等に関する施策の総合的な推進に努め、食品産業の健全な発展を図る「三重県食品産業振興会」（73 会員（平成 29 年 11 月現在））などが存在する。

こうした食関連事業者のネットワーク等の知見を背景に、県内の農林水産物の生産・加工・流通関連事業者等が連携した新たな商品が生まれている。例えば、三重県農業研究所が開発した新しい酒造好適米品種「神の穂（かみのほ）」を県内酒造が醸造した日本酒、県内産小麦の「あやひかり」を原料とし県内の製麺業者が生産する「伊勢うどん（麺）」、地域一体となって地元の特産品（主に季節の魚と加工品）を組み合わせる年 4 回頒布する「尾鷲まるごとヤーヤ便」など、地域特性を生かした取組も進められている。

このように本県の特色ある農林水産物や豊かな食文化、技術や技能に根ざした食関連産業の振興に取り組むことによって、大きな波及効果が期待できる。

- ⑤ 三重県の伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、テーマパーク、伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した観光、文化関連産業

本県は、豊かな自然、美味しい食、いにしえより続く歴史・文化に恵まれ、これ

らを背景として、伊勢神宮（平成 28 年内宮又は外宮参拝者数約 874 万人）、世界遺産の熊野古道（平成 28 年来訪者数約 33 万人）、ナガシマリゾート、志摩スペイン村、鈴鹿サーキットなどのテーマパーク（ナガシマリゾートは、東京ディズニーリゾート、U S J に次ぐ集客数（平成 28 年入場者数 1,510 万人））、海女、忍者、真珠、国及び県が指定する伊賀くみひも、四日市萬古焼、鈴鹿墨、伊賀焼、伊勢形紙などの伝統的工芸品など豊富な観光資源を有している。

このため、本県が魅力ある観光地として選ばれ続け、観光関連産業を三重県経済を牽引する産業のひとつとして成長させるため、「みえの観光振興に関する条例」（平成 23 年 10 月公布・施行）及び「三重県観光振興基本計画」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、顧客満足度の高いサービスを提供できる観光関連産業の育成、日本版DMO創設に向けた取り組み、また県内での観光消費額の拡大につながる新商品の開発や集客施設の活用、サービス産業の人材育成、農林水産物のブランド化などの観光振興策に取り組んでいる。

また、伊勢志摩サミット開催により本県の知名度が飛躍的に向上した好機を生かし、安定的に開催地域に大きな経済波及効果をもたらす国際会議等M I C E誘致を促進するとともに、G 7を中心とした欧米諸国及びアジアも含めた富裕層、ゴルフ客の誘致に向けた海外プロモーションや外国人旅行者向けS N S等を活用した情報発信等を行い、積極的な外国人旅行者の誘致に取り組んでいる。

さらに、平成 28 年 7 月に「国立公園満喫プロジェクト」に選定された「伊勢志摩国立公園」や、豊かな自然を活用したアウトドアスポーツや農林漁業体験などの「自然体験」の魅力発信を通して、国内外からの誘客を推進している。

このような特色ある観光資源を生かした観光関連産業（集客交流産業）は、県内各地の雇用・経済を支えている。また、その経済効果は、宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけでなく、製造業、農林水産業など幅広い分野における特色ある事業活動によって構成されることから、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域の発展に寄与する。

⑥ 三重県で開催されるスポーツ大会・イベントを活用した観光、スポーツ関連産業

本県には、なでしこリーグに属するサッカークラブ（伊賀フットボールクラブくノ一）など、有力な実業団スポーツチームが存在している。また、各市町や団体において、スポーツ大会・イベント等を通じた地域活性化に取り組んでおり、例えば、自転車ロードレース（「ツアー・オブ・ジャパンいなベステージ（UCI 公認国際自転車ロードレース）」、「ツール・ド・熊野（UCI 公認国際自転車ロードレース）」等）、「菰野ヒルクライムチャレンジ in 鈴鹿スカイライン」、「伊勢志摩スカイラインヒルクライムレース」等）、トライアスロン（「伊勢志摩・里海トライアスロン大会」等）、ボートレース（「大台町水上カーニバル」等）などが毎年各地で開催され、それぞれの地域の活性化に寄与している。

また、平成 30 年には全国高等学校総合体育大会、令和 2 年には全国中学校体育大会、令和 3 年には国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会など、大規模なスポーツ大会の開催が予定されている。さらに、令和元年にラグビーワールドカップ 2019、令和 2 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定

であることから、県と市町は連携して事前キャンプ地の誘致に取り組んでいる。

さらに、昭和 37 年に日本初の本格国際レーシングコースとして誕生した鈴鹿サーキットでは、F 1 日本 G P（平成 28 年来場者数 14 万 5,000 人）や鈴鹿 8 時間耐久レース（平成 28 年来場者数 12 万 4,000 人）といった国際レースを開催するなど、日本のモータースポーツを牽引する存在であるとともに、多くのトップレーサー達が世界屈指のベストコースとして「SUZUKA」の名前を挙げるなど、国際的な評価も高い。

このようななか、県内各地で開催される大規模なスポーツ大会・事前キャンプ、モータースポーツなどにより人々が本県を訪れ、交流が促進されることを通じて、地域経済への波及等、地域の活性化が期待される。

⑦ 三重県の石油製品等製造業・化学工業の関連企業の集積を活用した環境・エネルギー関連産業

四日市コンビナートは、日本初の石油化学コンビナートとして、昭和 30 年代に稼動を開始し、その後拡大を続けてきた。現在では、昭和四日市石油株式会社、三菱ケミカル株式会社、J S R 株式会社等が立地する第 1 コンビナート（34 事業所）、コスモ石油株式会社等が立地する第 2 コンビナート（8 事業所）、東ソー株式会社等が立地する第 3 コンビナート（18 事業所）の 3 つのエリアに分かれ、総面積は約 960ha ある。

同コンビナートでは、石油精製はもとより、プラスチック、合成ゴム、塗料・溶剤等の機能化学品、高純度シリコンやハイシリカゼオライト等高付加価値な工業原料等を製造する企業が多く立地している。また、最終製品メーカーと共同して高機能な素材等の開発などにも取り組み、他地域から研究開発機能の集約化を進める動きもある。

四日市市の製造品出荷額等は、3 兆 1,799 億円（平成 26 年工業統計）と、市区町村別製品出荷額等が全国 9 位と高く、このうち、石油化学工業の占める割合は、約 56.4%（化学工業が 32.0%、石油製品・石炭製品製造が 23.2%、プラスチック製品製造業 1.2%）となっている。

コンビナート企業は、内陸部に集積している電子デバイス、自動車、医薬品関連企業等と密接なつながりを有しており、さらに高機能な原料・素材の開発・製造に注力している。

なお、三重県南部の尾鷲市にも、火力発電所があり、石油の貯蔵量は、669 千 k1（平成 25 年）である。

石油製品等製造業・化学工業の関連企業は、将来の水素社会の実現に不可欠な水素製造能力を有しており、一部の企業では、水素ガスの供給を行っている（生産能力約 1,500N m³/h）。

県では、公設試験研究機関である工業研究所と県内企業等で構成する「水素・燃料電池関連技術分科会」において、水素エネルギーや燃料電池関連の技術開発を進めるとともに、市町、大学及び経済団体等を構成員とする「みえ水素エネルギー社会研究会」を設置し、水素エネルギー社会の実現に向けた情報収集や意見交換を行い、水素ステーションをはじめとする水素エネルギーに関する新たなビジネスの創

出に向けた取組につなげている。(県内の水素ステーション4箇所(平成29年8月現在))

⑧ 三重県の再生可能エネルギーの導入に適した自然環境を活用した環境・エネルギー関連産業

本県の自然環境について、県庁所在地である津市の日照時間は、年間2,144時間(平成28年度)と全国平均の年間1,915時間を上回り、全国の県庁所在地では第4位である。また、風力発電に適しているといわれる年平均風速5.5m/s以上の風が吹く地域が県土の概ね3分の1(約180,000ha)を占め、森林面積が県土の3分の2(約370,000ha)と木質資源にも恵まれている。こうした日照、風況、森林の豊かさといった本県の地域特性を生かして、再生可能エネルギーの導入が県内各地で進められている。

このようななか、本県の自然環境等を活用して、環境・エネルギー関連産業の振興を図る。

⑨ 三重県のみえメディカルバレー構想のネットワーク等を活用したヘルスケア関連産業

本県では、平成14年2月に「みえメディカルバレー構想」を策定し、医療・健康・福祉産業(ヘルスケア産業)の創出と集積を目的に、県内の大学・高専専門学校、企業、市町等とのネットワークを構築するとともに、研究開発を促進する体制整備を図ってきた。

その結果、四日市看護医療大学の開学(平成19年4月)、鈴鹿医療科学大学薬学部の設置(平成20年4月)、更に三重大学伊賀研究拠点の設置(平成21年4月)など新たな研究開発拠点が整備された。また、平成15年度に産学官民で構築した「みえ治験医療ネットワーク」には、県内医療機関123施設(平成29年4月現在)が参加しており、県域全体で大規模な治験を受け入れる体制づくりに成功し全国的な注目を集めている。

本構想は、新たな企業立地(増設含む)にも大きな効果を発揮し、県内各地で医薬・原薬・化粧品等製造企業の新規立地及び増設が増加している。(医薬品等製造施設立地件数平成24年度～28年度累計53件)

さらに、本県のヘルスケア産業を基幹産業として成長させるため、みえメディカルバレー構想第4期実施計画(平成28年度～31年度)では、(1)ヘルスケア産業の連携基盤の充実・強化、(2)医薬品・化粧品・医療機器・機能性食品等産業の競争力強化、(3)新たな健康需要に対応するヘルスケア産業(次世代ヘルスケア産業)の創出を基本方向に、攻めの取組を展開している。

また、平成24年7月に国の指定を受けた地域活性化総合特区「みえライフイノベーション総合特区」を活用し、県内に整備されている医療系ネットワークを基に、患者の医療情報(病名、検査、治療、レセプト、DPC情報)を統合する医療情報データベースを構築するとともに、研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター」(Mi e L I P)として、研究開発コーディネート機能等を備えたセントラル(三重大学内)及び地域の特性を生かした産業創出を支援する6つの地

域拠点を設置することにより、県内における医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備している。

特に、M i e L I P の支援を受けた企業等による新たな製品・サービス等が上市されているほか、製薬企業や医療機器メーカーにおいて、県内工場への大規模な生産集約・投資が行われている。

このような取組を推進するなかで、統合型医療情報データベースやM i e L I P の活用、特区制度に基づく規制緩和策等により、大学や国内外企業等による画期的な医薬品・医療機器等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大等につなげることで、三重県が県内企業・大学等の活性化や県内経済の活性化を生み出すライフイノベーションに寄与する地域になることをめざしている。

なお、大日本住友製薬株式会社は、同社鈴鹿工場において、治験用固形製剤のパイロット製造施設を整備することにより、治験薬製造から本格商用生産まで一貫して対応できる体制を構築し、マザー工場としての機能を強化することとしている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載した産業分野の振興のためには、地域の事業者及び新たに当該地域に立地する事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズの把握は、例えば本県が毎年行う 1,000 社訪問、県・市町が設置する民間企業経営者等を含む審議会・アドバイザリーボード等により行う。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、東海産業競争力協議会が策定した中部地域の成長戦略である「T O K A I V I S I O N」を踏まえるとともに、県、各市町の事業及び国の支援策を併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や、本県の優位性を創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置の創設

松阪市は、平成 30 年 3 月に、「松阪市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を施行済みである。

木曽岬町は、平成 31 年 4 月に、「木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」を施行済みである。

多気町は、平成 31 年 4 月に、「多気町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を施行済みである。

② 地方創生推進交付金の活用

本県は、平成 29 年度の地方創生推進交付金（1 次公募）「ブランド戦略推進による一次産業の振興」に提案し、採択された。当該事業は、農林水産物のブランド戦

略推進により一次産業の振興を図るため、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準への適合に取り組み、県内農林水産物の品質向上を図るものである。あわせて、産地の供給体制を整備し、首都圏・海外等への販路を拡大することにより、「もうかる農林水産業」の実現を図る。

また、明和町にて、2019年度から2021年度の地方創生推進交付金を活用し、「5（1）地域の特性及びその活用戦略」に示す産業分野のうち、農林水産・地域商社、食関連産業、観光・文化関連産業及びヘルスケア関連産業において、地域の観光・地域商社機能を有し地域経済牽引の中心的役割を担う事業者とともに、滞在型交流プログラム、健康食や地域資源を活用した商品等の開発・販売など、産業・観光の包括的なプロジェクトを進める予定である。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

平成27年2月に県のホームページ上に開設した「三重県オープンデータライブラリ」に、県が保有する様々なデータを、「三重県オープンデータ作成要領」に基づいたデータ形式で登録を進め、事業者のニーズに沿った二次利用しやすい登録データの充実を図っている。

平成29年8月現在、45データを公開しており、今後、平成31年度までに80データの公開を目標としている。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

従来から、各産業分野を所管する県及び市町の担当課が事業者からの相談・提案の窓口となっており、この体制を維持したうえで、地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案に対する窓口を三重県雇用経済部企業誘致推進課に置く。

地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案があったときは、企業誘致推進課と当該提案に関係する市町及び県担当課が密接に連絡をとり、対応を行う。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

事業継承支援、技術支援、人材育成支援、金融支援などの県内企業に対する各種支援は、促進協議会を構成する産業支援機関、商工団体、金融機関及び自治体等によって、従来から実施している。さらに、促進協議会のネットワークを通じて委員間の連携を進め、地域経済牽引事業の実施者及び取引先等関連企業に対する支援を行う。

（6）実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度 ～ 令和3年度	令和4年度 ～ 令和5年度
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置の創設			

	松阪市	平成 30 年 3 月施行済み	→運用	→運用
	木曽岬町		平成 31 年 4 月施行済み	→運用
	多気町		平成 31 年 4 月施行済み	→運用
【情報処理の促進のための環境整備】				
①オープンデータライブラリの公開		→執行（公開済） →随時公開（未公開分）	→執行（公開済） →随時（未公開分）	→執行
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
①対応窓口の設置		10 月 県庁に窓口設置	→執行	→執行

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、県及び市町が連携して産業支援施策に取り組むとともに、技術支援や人材育成等を行う公設試験研究機関や産業支援機関、経営指導等を行う産業団体、本県唯一の総合大学である国立大学法人三重大学、地域に根差した金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれ連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

これらの支援機関は、下記（２）の取組を行っており、それぞれの支援機関の強みを生かして、相互に連携を図り、地域経済牽引事業の促進に向けて、候補案件の発掘や事業創出を支援するとともに、承認地域経済牽引事業計画のフォローアップを行う。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人三重県産業支援センター

県内最大の産業支援機関として、県内産業・経済の発展に寄与するため、中小企業、小規模事業者（以下「中小企業等」という。）に対して、次の取組を進めている。

- ・ 「よろず支援拠点」、「事業引継ぎ支援センター」、「プロフェッショナル人材戦略拠点」及び「知財総合支援窓口」を設置し、中小企業等の経営上のあらゆる悩みに経験豊富な専門コーディネーター等が対応する総合相談機能を提供
- ・ 経営課題の抽出や発見、解決に向けた取組、さらには新事業展開を計画する中小企業等に対し、「三重県版経営向上計画」の作成及び実行を支援
- ・ 商談会・展示会の定期的な開催、海外展開に向けて商品をＰＲ・販売できる機会の提供など、中小企業等の販路開拓を支援
- ・ 航空機技術力強化・販路開拓促進、医療・福祉機器等製品化・販路開拓促進、も

のづくり改善インストラクター現場派遣など、新事業・新技術の創出を支援

- ・ 次世代を担う経営者や現場の中核を担う人材等に対し、実践的な知識の習得や技術等の強化を図る講座等の開催を通じて、産業人材の育成・確保を支援
- ・ 高度部材イノベーションセンターを設置し、県内企業と県内外の大学・研究機関等のネットワーク形成、共同研究プロジェクトの組成、評価計測機器の開放、セミナー・研究会の開催、技術人材育成講座の開催等により、イノベーション誘発と企業の抱える課題の解決を支援

② 公益財団法人三重県農林水産支援センター

農林漁業の担い手確保、農林水産業者の経営安定化および経営発展を目的に、新規就業から経営発展までをワンストップで支援する県内唯一の機関として、次の取組を進めている。

- ・ 就業促進研修事業等の就業環境整備や担い手組織に対する支援を行うとともに、県内の農林漁業への就業・就職希望者を対象とした就業・就職フェアの開催や農業経営相談所による経営支援
- ・ 企業を含めた新規農業参入や担い手農家の経営安定を促進するために、農地の取得や経営規模の拡大を支援
- ・ 林業就業者の定着促進や林業従事者の就業環境の向上を図るとともに、林業就業者や指導者に対する研修の実施等により、技術や労働安全環境の向上を支援
- ・ 「三重県漁業担い手対策協議会」への参画等を通して、関係団体と連携して担い手の確保・育成を推進
- ・ 農地中間管理機構として、農地中間管理事業の活用により、県の関係機関、市町、ＪＡ等と一体となり農地の集積・集約化を積極的に促進
- ・ 「みえの安心食材表示制度」の認定・審査機関として安定的な制度運営に努め、消費者へ農林産物の安心を幅広く提供

③ 公益社団法人三重県観光連盟

三重県観光の総合的な情報受発信機能を担う機関として、観光情報の収集・戦略的な提供、誘客促進を行い、来訪者の増大、県内での周遊性・滞在性の向上による観光消費額の拡大を進めており、観光事業の健全な発達と振興（観光の産業化）並びに地域の活性化に不可欠な役割を担っている。

- ・ 三重県観光連盟公式サイトについて、アクセス解析データに基づいてコンテンツの改善を図るＰＤＣＡサイクルを月単位で回すとともに、ＳＮＳでの情報発信も強化することでアクセス数を戦略的に増加させ、「三重県の観光情報を発信するメディア」としてのスタンスの確立
- ・ メディア事業者としての強みを活かしてＷｅｂマーケティングを企画立案し、クライアントに最適なソリューションを提供することで観光地域づくりを推進するとともに、事業を通してマーケティングデータを蓄積し、今後の事業展開に活用することによるさらなる観光振興の推進
- ・ インバウンドに対する情報発信力を強化するため、公式サイトコンテンツを多言語化する（予定）とともに、ＳＮＳでも多言語で発信することでＦＩＴ（個人

手配の海外旅行) のニーズに対応し、インバウンドの誘客を推進

④ 国立大学法人三重大学及び株式会社三重ティーエルオー

三重大学は、人文学部・人文社会科学研究科、教育学部・教育学研究科、医学部・医学系研究科、工学部・工学研究科、生物資源学部・生物資源学研究科に地域イノベーション学研究科を加えた5つの学部、6つの研究科をはじめ、教養教育機構、地域人材教育開発機構、地域イノベーション推進機構等の教育研究施設を擁する県内唯一の総合大学である。

基本理念として、「三重から世界へ：地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。～人と自然の調和・共生の中で～」を掲げ、全学で地域貢献活動に取り組んでおり、教育と研究を通じて地域づくりや地域発展に寄与するとともに、次のとおり地域社会との双方向の連携を推進している。

- ・ 平成28年度に県内全市町との相互協力協定を締結し、それぞれの協定に基づいた地域創生の実践に関する諸課題への確に対応
- ・ 地域貢献活動の創造及び推進を目的に、教職員を代表者とする教育・研究に基づく自主的な活動を「三重大学地域貢献活動支援事業」として助成支援し、全学で地域貢献活動を推進
- ・ 学部、研究科を超えた学際的共同研究、国内大学間共同研究等の幅広い共同研究の実施とともに、地方公共団体や地域企業との共同研究が活発であり、地域の中小企業との共同研究数においては全国トップクラスの実績を有するなど、地域の発展に大きく貢献

また、株式会社三重ティーエルオーは、三重大学等県内大学、鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校で蓄積され、生まれつつある研究成果、さらにはそれらに基づく特許・ノウハウを積極的に取り上げ、民間企業や地方自治体に移転するとともに育成を行う。また共同研究の仲介を通じて新たな成果を生み出し、地域の産業の高度化や経済の発展に寄与している。

⑤ 高等専門学校

県内には、独立行政法人国立高等専門学校機構に属する鳥羽商船高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校及び近畿大学工業高等専門学校の3校が設置され、それぞれの沿革、教育理念、産業界との関わりなどを踏まえて、特色ある教育・研究活動を進めている。

各校の特色は、設置する学科・専攻科にも表れており、鳥羽商船高等専門学校は、商船学科、情報機械システム工学科及び専攻科（海事システム学専攻、生産システム工学専攻）、鈴鹿工業高等専門学校は、機械工学科、電気電子工学科、電子情報工学科、生物応用化学科、材料工学科及び専攻科（総合イノベーション工学専攻）、近畿大学工業高等専門学校は、総合システム工学科（機械、電気電子、制御情報、都市環境）及び専攻科（生産システム工学専攻）で構成される。

各校ともに、技術者養成に関する地域の中核的教育機関として、高度技術者・研究者を輩出し、多くの卒業生が県内の企業幹部あるいは起業家として活躍している。また、近年は、産業界のニーズに対応した技術者の教育機関として、情報関連

人材の育成に注力している。

⑥ 金融機関

株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、株式会社第三銀行、津信用金庫、北伊勢上野信用金庫、三重信用金庫、桑名信用金庫、紀北信用金庫等、地域に根ざした金融機関は、企業の創業や新事業の開拓、生産性の向上を図る設備投資等に対する金融面での支援をはじめ、ビジネスマッチングによる販路拡大、人事関係コンサルティングの実施、海外事業展開に関する支援を行っている。

また、経営改善が必要な企業に対しては、他の地域経済牽引支援機関や外部専門家等と連携して、経営改善策の策定支援を行うとともに、進捗状況のフォローアップを行うなど、コンサルティングを実施している。

政府系の金融機関である、株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担う。また、株式会社商工組合中央金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営む。

⑦ 商工会議所、商工会

県内に、12 商工会議所、23 商工会が設立されており、会員企業をはじめとする地域の企業に対して、これまでの経営改善普及事業（記帳・税務・金融指導及び各種制度の情報収集・提供等）に加え、経営発達支援事業（経営状況の分析、事業計画の策定・実施に係る伴走型の指導・助言等）を実施し、経営戦略に踏み込んだ支援を実施している。

⑧ 三重県中小企業団体中央会

三重県中小企業団体中央会は、事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等の中小企業連携組織を通じて、幅広く中小企業の経営をサポートしている。

⑨ 三重県農業協同組合中央会

三重県農業協同組合中央会は、三重県の J A グループ（県内 12 J A、J A 三重信連、J A 三重厚生連、J A 全農三重県本部、J A 共済連三重県本部）の代表機関として位置付けられ、県内 J A グループの健全な発達をはかり、相互扶助の精神に基づく J A 運動の実践によって、三重県農業の持続的発展と安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指し、J A グループの指導・広報・農政活動・監査・教育事業に取り組んでいる。

⑩ 三重県漁業協同組合連合会

県内の沿海漁業協同組合や県内外の事業所等の事業拠点として、漁業者の生活安定と漁村の活性化をめざす資源管理、環境保全活動、営漁指導等（指導事業）をはじめ、燃油や漁業用資材の安定供給により漁業者の経営をサポートするとともに、主に県内各地で生産された水産物の流通や加工事業を行っている。

⑪ 三重県森林組合連合会

三重県森林組合連合会は、県内の 10 森林組合と 1 生産森林組合の拠点として、会員である森林組合や県内市場等と連携して、県内外の合板工場等へ間伐材等原木の直送や木質バイオマス燃料用の原木等の取扱をはじめ、間伐技術指導員を養成するなど、森林整備のための技術者の育成とともに、森林経営計画に基づく利用間伐や森林調査測量等を実施している。

⑫ 公設試験研究機関

県内には、各地域の特徴的な産業や特産品の産地等に近接して、様々な公設試験研究機関が立地している。

県の組織として、保健環境分野では保健環境研究所（四日市市）、工業分野では工業研究所（津市）、金属研究室（桑名市）及び窯業研究室（四日市市、伊賀市）、農業分野では農業研究所（松阪市）、茶業研究室（亀山市）、伊賀農業研究室（伊賀市）及び紀南果樹研究室（御浜町）、畜産分野では畜産研究所（松阪市）、林業分野では林業研究所（津市）、水産分野では水産研究所（志摩市）、鈴鹿水産研究室（鈴鹿市）及び尾鷲水産研究所（尾鷲市）があり、地域の産業や社会ニーズに対応した研究開発・技術支援・人材育成等を進めている。

また、水産養殖に関する人工種苗の量産技術、病害防除技術、飼養技術等の開発を行う国立研究開発法人水産研究・教育機構 増養殖研究所（南伊勢町、玉城町）、及び野菜・茶の育種・栽培、環境負荷低減、品質、流通等に関する研究開発を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 野菜茶業研究所（津市）が立地しており、全国的な研究開発拠点として、県内外の大学・公設支援研究機関・事業者と連携して先端的な研究及び技術開発を進めている。

⑬ 三重県農業大学校

農業大学校は、農業経営者の育成に向けた地域の中核的な教育機関として、農業の高度な技術及び経営に関する実践的な教育を行い、これまでに多くの卒業生が地域農業をけん引するリーダーとして活躍している。

同校には、新規就農者の育成を目指す養成科（2年課程、1年課程）と、就農者の定着や農業者の経営発展等を目指す研修科があり、特に研修科において、産学官連携により経営感覚に優れた高度な農業ビジネス人材の育成に注力していくこととしている。

⑭ 三重県立津高等技術学校

津高等技術学校は、職業能力開発促進法に基づき設置された県立の職業能力開発施設として、技能や技術、知識を身につけ、ものづくり関連産業などの企業へ就職をめざす学校として、多くの修了生を輩出している。

同校には、高等学校卒業者等を対象に技能検定や自動車整備士などの資格取得をめざす普通課程、離転職者、外国人、若年者、身体障がい者等を対象に就職に必要な知識の習得や資格の取得をめざす短期課程等があり、特に、普通課程において、就職内定先の企業が必要とする技術・技能を習得するため、内定先企業での実習を

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

環境の保全に関して、本県及び各市町の条例・規則において、事業者に対して自らの責任と負担において積極的に環境保全対策に努めることを求めており、新たな開発や企業立地の際は、市町と企業間で公害防止協定等を締結する。また、良好な環境を達成・維持し、企業が事業活動を行うにあたっては、環境の保全に対して十分配慮を行っていくことが重要であり、今後も引き続き住民の理解を深められるよう努める。

本促進区域内には、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめ、鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園の全部又は一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息）を含んでおり、企業立地の促進にあたっては、自然保護・環境保護に関する自然公園法や環境基本法等の関係法令を遵守し、自然環境や景観を損なわないよう、その保全に十分配慮しながら、進めることとする。なお、本基本計画は、県自然環境部局と調整のうえ策定したものであり、今後、国立公園、国定公園及び県立自然公園内で地域経済牽引事業が実施される場合は、地方環境事務所及び県関係部局と協議を行い、自然公園法等に基づき、適切に対応する。

その他、環境保全に関する事業活動への規制については、「大気汚染防止法」等国の環境法令、「三重県生活環境の保全に関する条例」及び各市町の条例等に則して行うとともに、特に閉鎖性海域の伊勢湾については、水質総量規制の対象海域であることを踏まえ、「水質汚濁防止法」に則して行うものとする。

また、循環型社会形成に向け廃棄物の発生抑制・リサイクルや適正処理を推進するとともに、自然エネルギーの利活用等による地球温暖化対策について必要な情報を提供し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

① 犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、周囲からの見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置など、住民の理解を得ながら努める。

② 地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③ 犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④ 暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤ 外国人の不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう事業者や自治体が資格の確認を行うなどの必要な措置をとるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行う。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年、地域経済牽引事業促進協議会を開催する等により、基本計画の進捗状況をフォローアップする等のP D C Aサイクルを実施し、必要に応じて、柔軟に基本計画の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

【重点促進区域】⑦いなべ市大安町鍋坂字下川原

(1) 総論

本重点促進区域においては、次のとおり農地が存在しているため、この地域で地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている。

(農地)

いなべ市大安町鍋坂字下川原 2262-3、2262-4、2262-5、2262-6、2262-7、2262-14、2262-15、2262-21、2262-22、2262-23、2262-32、2263-1、2263-2、2263-3、2264、2265-1、2265-2、2266、2267、2268-1、2268-2、2268-3、2269、2270、2271、2272、2273-1、2273-2、2273-3、2273-4、2273-5、2274-1、2274-2、2274-3、2274-4、2274-5、2274-6、2274-7、2274-8、2275-1、2275-2、2275-3、2276、2277-1、2277-2、2277-3、2278-1、2278-2、2279、2280、2281-1、2281-2、2281-3、2282-1、2282-2、2284-4、2285-1、2285-2、2286-1、2287、2287-1、2287-2、2288-2、2289、2290-3、2291-1、2293-4、2293-7、2295、2297、2298、2299-3、2306-1、2306-2、2307-1、2307-2、2309、2310、2313、2314、2315、2316-5、2316-6、2316-7、2316-8、2316-9、2316-10、2316-11、2316-12、2319-2、2319-3、2320-2、2320-3、2321、2323、2324、2326-1、2326-2、2326-3、2326-4、2327-2329、2328、2329-1、

2329-2、2329-3、2331-1、2331-2、2331-3、2331-4、2331-5、2331-6

(産業用地)

いなべ市大安町鍋坂字下川原 2262-8、2262-9、2262-10、2262-11、2262-16、2262-17、2262-18、2262-19、2262-20、2262-28、2262-29、2262-30、2262-31、2285-3、2286-3、2286-4、2300-3、2301-6、2301-7、2301-8、2311-1、2311-3、2311-4、2312-1、2312-2、2316-1、2316-2、2316-3、2316-4、2317、2318、2319-1、2320-1、2322-1、2322-2、2322-3、2322-4、2322-5、2322-6、2322-7、2322-8、2322-9、2322-10

(他計画との調和、公共設備整備の状況等)

本重点促進区域は、既に企業が立地している産業用地及び道路等公共用地以外のほとんどが県営畜産経営環境整備事業（S53～S59 施工）により区画整理された農地で、農用地区域に指定されている。本来、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要がある農地であるが、地理的条件による農業用水の不足により水稻耕作には不向きで安定した収量を確保できないことから農地保全の意識が希薄化している。反面、連反する農地の北側の2級河川宇賀川沿いには、自動車部品製造業、半導体関連産業の工場が立ち並び、区域のおよそ4分の1は工場用地としての土地利用が進み、産業振興としての土地利用への関心が高まっている。

また、いなべ市都市計画マスタープランにおいて、現在企業が立地する地域及びその周辺は、工業系土地利用区域に位置づけられている。

なお、本重点促進区域内には、住宅が立地していないことから住環境インフラは整備されていないが、この中心には南北に県道四日市菰野大安線が整備され、重要な流通道路として位置づけられている。また、平成31年3月17日に東海環状自動車道大安インターチェンジが開通しており、本重点促進地域は大安インターチェンジの近傍（4km以内）に位置している。

東海環状自動車道は、新名神高速道路と新四日市ジャンクションで接続しており、企業活動においては、大安インターチェンジから新名神高速道路を經由して、名古屋、京都及び大阪等への大都市圏・産業集積地への交通利便性が大幅に向上し、配送ルートの確立、緊急納品の対応など、運送上の効率性の向上とコスト削減が期待される。

このように、本重点促進区域は交通利便性に優れており、新たな企業の投資に伴う高い付加価値の創出が期待され、地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高い。

(地域内の遊休地等の状況等)

下川原地区を含むいなべ市内に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地、及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめ、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的ニーズや事業の見直しを踏まえて区域を設定する。

なお、土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

下川原地区を含むいなべ市内に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地、及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、いなべ市及び三重県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には農用地区域が存在するため、土地利用調整区域の設定に当たり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、いなべ市及び三重県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点実施区域内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

下川原地区は、線引きされていない大安都市計画区域内にあり、市街化調整区域における土地利用の調整は不要である。

10 計画期間

本計画の計画期間は、国による計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域

の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）



